

(別紙)

大気汚染測定データ確定要領

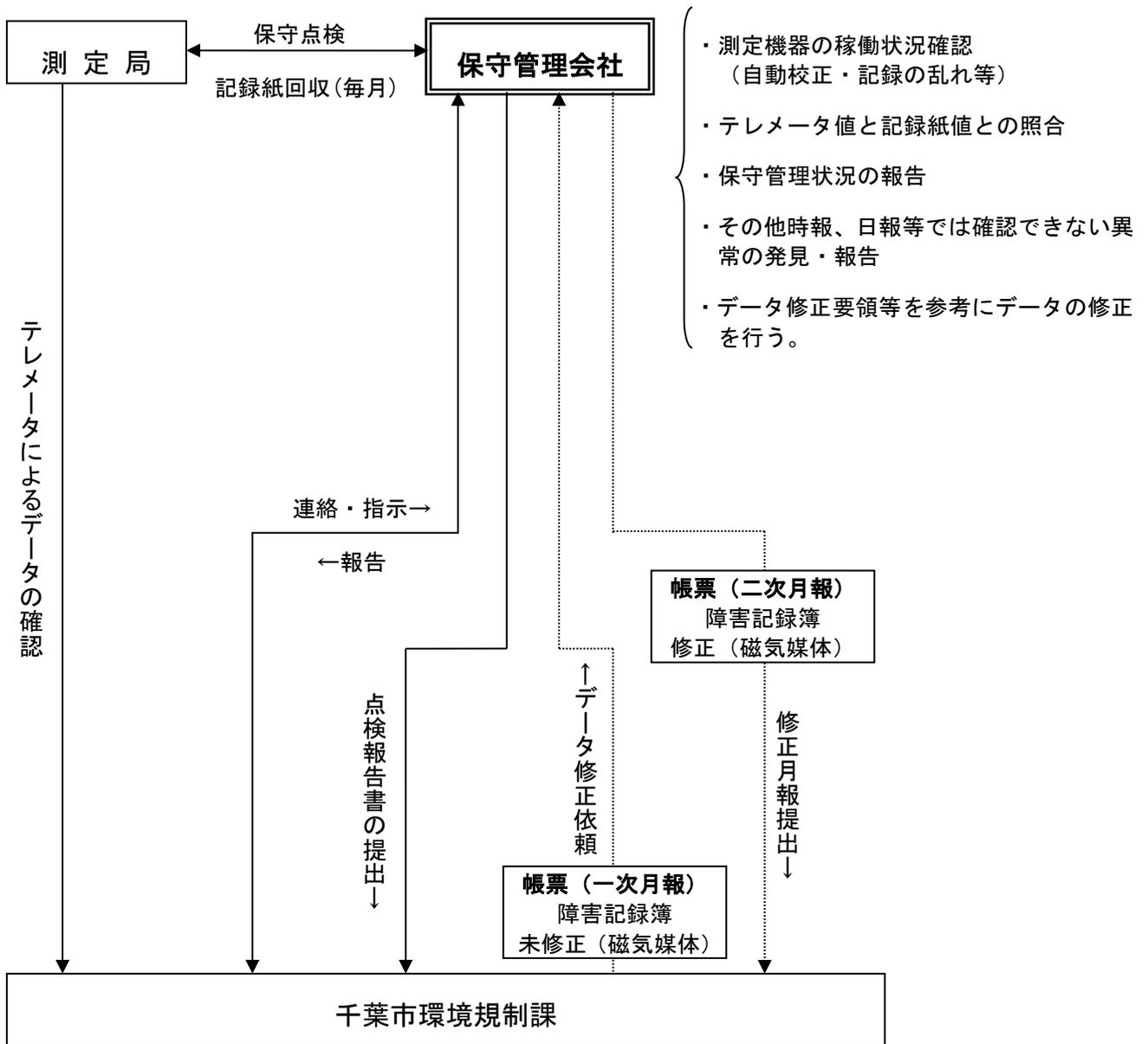
千葉市

環境局環境保全部環境規制課

I 測定データの確定フロー

大気汚染測定データの確定は以下のフローで行う。

- テレメータ値による異常の発見（毎日の時報・日報、その他不定期）
- 保守管理会社への連絡・指示・確認
- 一次月報（未修正月報）、障害記録簿の作成及びデータ修正依頼
（1か月分の帳票データ、磁気媒体及びデータ修正時の資料となる障害記録簿を保守管理会社へ提供し、データ修正を依頼する。修正方法は、「II. 修正要領」によるものとする。）
- 修正されたデータ（修正月報・二次月報）は、修正事項を確認後データ処理システムに転送され、最終確認後、確定する。



II データ修正要領

以下の要領により、データの修正（欠測又は補填）を行うものとするが、期間や取扱いの詳細等は、その都度検討し決定するものとする。

1 データ修正が必要となる要因

- (1) 保守管理上やむを得ない要因による欠測
 - ア 一般的な保守作業時間（日常的・定期的な保守点検に基づく場合など）
 - イ メーカーによる定期点検・修繕作業時間
- (2) 保守管理上の錯誤による欠測又は補填
 - ア 配管のはずれ・・・前回点検時より接続時までの間は欠測（現象が明確な場合はその時間帯）
 - イ 機器調整中等テレメータ信号の誤操作・・・その状況に応じて欠測又は補填を行う。
- (3) 電氣的要因による欠測（停電・電源スイッチOFF・ヒューズ断等）
- (4) 機械的要因による欠測（測定機各部位の故障・不良等）
- (5) 外部的要因による欠測（測定機の移動、落雷、ノイズ等）
- (6) その他の要因による欠測又は補填
 - ア ゼロ点の変動が次の場合は欠測とする。
 - ・ゼロ点（オートゼロ機構付）が5%以上ずれた場合は欠測とする。
 - ・ゼロ点がマイナスにずれて、1時間のうち5分以上にわたりゼロを記録した場合。
 - イ 記録紙上で、記録が乱点・ふらついている場合。
 - ウ 自動校正及びスパンチェックを行っている場合。
 - エ 大気吸引量の過不足が規定流量の10%以上を超えた場合は欠測（測定値に急激な変動があった時点から点検時までの間）とする。
 - オ リセット不良
 - 1時間の間に数回リセットされた又はリセットがされない場合は欠測とする。
 - ただし、テレメータのトラブルから測定機の内部タイマーでリセットされた場合は、記録紙のデータで補填する。
 - カ 雨の混入等により、明らかに水滴が認められ測定値に変化が見られる場合は欠測とする。
 - キ スパンチェック値の変動
 - 既定値より±30%以上ずれた場合は、前回実施時より欠測とする。
 - ク 異常な高濃度及び低濃度の測定値
 - 局所的な高濃度（焼却などの燃焼行為等）及び低濃度で、その原因が明確に特定可能である場合はその原因を精査し、欠測又は補填を行う。

2 測定機器に依存してデータ修正が必要となる要因と症状

- (1) 二酸化硫黄自動測定機
 - モニター画面を確認し判断する。
- (2) 窒素酸化物自動測定機
 - モニター画面を確認し判断する。
 - NOが欠測の場合は、NO₂も欠測とし、逆の場合も同様に欠測とする。
- (3) 浮遊粒子状物質自動測定機
 - ア ろ紙送りの不良、ろ紙切れ
 - イ 虫の混入、たき火等により明らかに高い測定値
 - ウ 等価膜チェックの指示値に3%以上の誤差がある場合
 - エ その他モニター画面を確認し判断する。

- (4) オキシダント自動測定機
モニター画面を確認し判断する。
- (5) 炭化水素自動測定機
 - ア 自動校正時
 - イ 非メタン炭化水素が欠測の場合は、メタンも欠測とし、逆の場合も同様に欠測とする。
 - ウ その他モニター画面を確認し判断する。
- (6) 微小粒子状物質自動測定機
 - ア ろ紙送りの不良、ろ紙切れ
 - イ 虫の混入、たき火等により明らかに高い測定値
 - ウ 等価膜チェックの指示値に3%以上の誤差がある場合
 - エ その他モニター画面を確認し判断する。
- (7) 風向・風速自動測定機
 - ア 発信器、変換器の故障
 - イ 風向が欠測の場合は、風速も欠測とし、逆の場合も同様に欠測とする。
 - ウ その他モニター画面を確認し判断する。
- (8) 温度・湿度自動測定機
 - ア 発信器、変換器の故障
 - イ 通風ファンの故障（温度計）
 - ウ 温度が欠測の場合は、湿度も欠測とし、逆の場合も同様に欠測とする。
 - エ その他モニター画面を確認し判断する。
- (9) 日射・放射収支自動測定機
 - ア 発信器、変換器の故障
 - イ その他モニター画面を確認し判断する。
 - ウ 日射が欠測の場合は、放射収支も欠測とし、逆の場合も同様に欠測とする。

3 データの補填が必要となる要因と症状

- (1) テレメータの故障
 - ア テレメータ出力と記録紙の値が、F・Sの3%以上かい離する場合は、記録紙の指示値で補填する。
 - イ テレメータ装置との結線外れは、記録紙の指示値で補填する。
- (2) 記録紙の紛失・インク切れ等により指示値の記録が無い場合
保守点検の結果、測定機に異常が無ければ、テレメータの収録値で補填する。
- (3) 測定機の保守ミス
調整中信号の切り忘れ、測定レンジの切換ミス等があった場合は、記録紙の指示値で補填する。
- (4) その他
 - ア 記録計に記録された指示値に乱点、振切れ等の異常があり、記録計自体の不具合であると確認された場合は、テレメータの収録値で補填する。
 - イ 瞬時値記録において、各部位の接触不良は、記録紙より指示値を読み取り補填する。
 - ウ 記録紙の指示値が、スケールオーバーまたはゼロで記録されている場合、測定機に異常が無ければ、フルスケール値またはゼロ値として扱う。

4 その他検討を要する要因と症状

- (1) 長時間、長期間にわたり高い測定値、低い測定値を示す場合。
- (2) その他不明の場合は別途協議して処理するものとする。